

(表面)

様式第1号(第6条関係)

富山市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電 話	

富山市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

装置の名称	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	
補助対象経費 (購入にかかる費用)	金 円 (税込み)
補助金交付申請額*	金 円

※ 補助対象経費×1/2 1,000円未満切り捨て、上限35,000円

添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
 - (2) 有効期限内の自動車運転免許証の写し
 - (3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し
 - (4) 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
 - (5) 住民票の写し (申請日前3月以内に発行されたもの)
 - (6) 市税の完納が証明されている納税証明書 (申請日前3月以内に発行されたもの)
- ※ 裏面にて閲覧することを承認する旨の署名をした場合は、添付書類(5)及び(6)の提出の必要はありません。

(裏面)

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

自動車税の未納はありません。

補助対象者自身が常時運転する自動車に安全装置を設置し、転売等を目的としたものではありません。

安全装置を設置する自動車は、補助対象者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

取扱事業者から安全装置の機能と適切な使用方法等について説明を受け、理解しました。また、取り付けた装置の適切な維持管理に努めます。

設置した安全装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するものではないということを理解し、運転する際は、ドライバーの責任の基で交通ルールを遵守し、安全運転を行います。

本補助金の交付を受けた後付け安全装置は、設置日から1年以上使用します。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

安全装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。

安全装置設置に関して、装置及び設置販売事業者の選定等は補助対象者自身が責任を持って決定し、装置の性能等について市が保証、認定等を行っているものではないことについて了承します。

本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。

本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び市税等の納付状況について、市の担当職員が公簿等により確認することを承認します。

年 月 日

氏名 (自署)